

保護者 様

学校保健安全法により、「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席扱いにはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしてください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「インフルエンザ治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

インフルエンザ治癒報告書

長野県池田工業高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名

印